

児童一人一人の明るい笑顔のための基本方針

いじめ防止対策基本方針

(詳細版)

《藤沢市立大越小学校》

藤沢市立大越小学校 児童一人一人の明るい笑顔のための基本方針 (藤沢市立大越小学校いじめ防止対策基本方針)

(前文)

この方針は子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対する大人の責務であるとの自覚にたち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とします。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

「いじめ」とは、「児童が一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってははいけません。本校の児童はいじめを見ても知らないふりをする傍観者になってはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組めます。また、いじめが疑われる場合には、表面的、形式的な経験則のみで判断することなく、いじめられた児童の立場に立ち最悪のケースを想定し、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携をして、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められること

も重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(代表委員会活動・委員会活動)

いじめは児童の中で起こっています。本校教職員は子どもたちが自ら行ういじめ防止運動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とのかかわる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 学校生活アンケート調査 年2回(9月、1月) 学年作成アンケート(6月)
 - ② 個人面談(教育相談)を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査(6月)
- ※児童との個人面談週間の設定
- ・高学年では担任と児童一人一人との関係ができるような家庭学習を行います。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラーとの面談
 - ② 学級担任やその他の職員との面談
- ・相談・通報のあった事案は、「大越小学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言を継続的に行います。

- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童の学習権に十分配慮した上で、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなど措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないよう生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にする心をはぐくむふれあう教育である「いのちの授業」の展開を図るための取組を進めます。

(5) 情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を3年生から行います。

3 「大越小学校いじめ問題対策委員会」及び「事案調査検討委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「大越小学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「大越小学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、児童支援部

(学年担当、いじめ防止担当者、養護教諭、児童支援担当、スクールカウンセラー)

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応 ・いじめ事案の報告
- ・いじめ未然防止のための指導・支援事項の報告

(3) 会議の開催

月に1回開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急に開催し、担当学年を交えて「事案調査委員会」を設置します。

- (4)「事案調査委員会」の構成・・・校長、教頭、担当学年、いじめ防止担当者
活動内容・・・いじめ事案の情報収集及び判断
いじめ事案への対応検討・決定
経過報告書の作成

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等、「事案調査委員会」が必要と認めた場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「大越小校内いじめ問題調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1)「いじめ問題調査委員会」の構成

- ・校長、教頭、児童支援担当、養護教諭、担当学年
いじめ防止担当者、その他必要と認める者

※ 事案内容により構成員については教育委員会と検討します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること